○○区　自主防災組織防災計画

１　目的

　この計画は、○○区自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

２　計画事項

　この計画に定める事項は、次のとおりとする。

　⑴　自主防災組織の編成及び任務分担に関すること

　⑵　防災知識の普及に関すること

　⑶　災害危険箇所の把握に関すること

　⑷　防災訓練に関すること

　⑸　情報の収集伝達に関すること

　⑹　避難に関すること

　⑺　出火防止、初期消火に関すること

　⑻　救出・救護に関すること

　⑼　給食・給水に関すること

　⑽　災害時要支援者対策に関すること

　⑾　他組織との連携に関すること

　⑿　防火資機材等の備蓄及び管理に関すること

　⒀　避難所運営に関すること

３　自主防災組織の編成及び役割分担

　災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

　【編成　例】

会　長

福祉班

給食給水班

避難誘導班

救出救護班

消火班

情報収集伝達班

４　防災知識の普及・啓発

　地域住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

　⑴　普及・啓発事項は、次のとおりとする。

　　ア　防災組織及び防災計画に関すること

　　イ　地震、火災、水害等についての知識に関すること

　　ウ　各家庭における防災上の留意事項に関すること

　　エ　地震発生後72時間における活動の重要性に関すること

　　オ　食料等を３日分確保することの重要性に関すること

　　カ　その他防災に関すること

　⑵　普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

　　ア　広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布

　　イ　座談会、講演会、映画会等の開催

　　ウ　パネル等の展示

　⑶　実施時期

　　火災予防運動週間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

５　地域の災害危険箇所の把握

　災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

　⑴　把握事項

　　把握事項は次のとおりとする。

　　ア　危険地域、区域等

　　イ　地域の防災施設、設備

　　ウ　地域の災害履歴、災害に関する伝承

　　エ　大規模災害時の消防活動

　⑵　把握の方法

　　災害危険箇所の把握方法は、次のとおりとする。

　　ア　中野市地域防災計画

　　イ　座談会、講演会、研修会等の開催

　　ウ　災害記録の編纂と継承

６　防災訓練

　大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

　⑴　訓練の種別

　　訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

　⑵　個別訓練の種類

　　ア　情報収集・伝達訓練

　　イ　消火訓練

　　ウ　避難訓練

　　エ　救出・救護訓練

　　オ　給食・給水訓練

　⑶　総合訓練

　　総合訓練は、２以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

　⑷　体験イベント型訓練として

　　防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

　⑸　図上訓練

　　実際の災害活動に備えるために行うものとする。

　⑹　訓練実施計画

　　訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

　⑺　訓練の時期及び回数

　　ア　訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

　　イ　訓練は、総合訓練にあっては年〇回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

７　情報の収集・伝達

　被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急処置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

　⑴　情報の収集・伝達

　　情報収集伝達班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

　⑵　情報の収集・伝達の方法

　　情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

８　避難

　火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

　⑴　避難誘導の指示

中野市長の避難指示が出たとき、又は、会長が必要であると認めたときは、会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

　⑵　避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示を受けたときは、避難計画書に基づき、住民を避難地に誘導する。

　⑶　避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、中野市役所の要請により協力するものとする。

　⑷　避難計画書

　【避難計画書　例】

　⑴　避難地の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ○○名 | 世帯数 | 人　数 | 備考（避難経路等） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　⑵　避難所の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 避難施設の名称 | 面　積 | 収容人数 | 備　　考 |
|  |  |  |  |

　⑶　避難者リスト（災害時記入用）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 性　別 | 年　齢 | 住　所 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

９　出火防止及び初期消火

　⑴　出火防止

　　大地震時等においては、火災の発生が被害を拡大する主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月○日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

　　ア　火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

　　イ　可燃性危険物品等の保管状況

　　ウ　消火器等消火資機材の整備状況

　　エ　その他建物等の危険箇所の状況

　⑵　初期消火対策

　　地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

　　ア　可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備

　　イ　消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

10　救出・救護

　⑴　救出・救護活動

　　建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

　⑵　医療機関への連絡

　　救出救護班員は、負傷者が医師の手当てを要する者であると認めたときは、次の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所へ搬送する。

　　ア　中野市○○病院

　　イ　○○市○○医院

　　ウ　北信保健福祉事務所

　⑶　防災関係機関の出動要請

　　救出救護班長は、防災関係機関による救出を必要と認めたときは、防災関係機関の出動の要請をする。

11　給食・給水

　避難地等における給食・給水は、次により行う。

　⑴　給食の実施

　　給食・給水班員は、市から配布された食料、地域内の家庭又は米穀販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

　⑵　給水の実施

　　給食・給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12　要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者）対策

　⑴　要配慮者台帳・マップの作成

　　災害時に避難状況を把握するため、福祉班を中心に要配慮者台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア等と連絡をとりあって定期的に更新する。

　⑵　要配慮者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

　　要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

13　他組織との連携

　防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14　防災資機材等

　防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

　⑴　配備計画

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 品　　　名 |
| 情報収集・伝達用 | 拡声器、携帯用無線機・受令機、携帯用ラジオ、携帯電話機用充電器、腕章　等 |
| 初期消火用 | 消火器、水バケツ、砂袋、街頭用消火器、可搬式小型動力ポンプ、防火衣・ヘルメット、とび口　等 |
| 水防用 | 救命ボート、救命胴衣、防雨シート、シャベル（スコップ）、つるはし、ロープ、かけや、くい、土のう袋　等 |
| 救出用 | バール、はしご、のこぎり、シャベル（スコップ）、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェンソー、エンジンカッター、斧、一輪車、鉄パイプ、角材　等 |
| 救護用 | 担架、救急セット、テント、毛布、シート、組立式シャワー、簡易トイレ　等 |
| 避難用 | 強力ライト、標旗、ロープ、ハンドマイク、蛍笛、標識版、警報器具、投光器、発電機、燃料　等 |
| 給食・給水用 | こんろ、給水タンク、ろ水機、炊飯装置、配膳用食器　等 |
| 訓練用 | 模擬消火訓練装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形、視聴覚機器　等 |
| その他 | 簡易収納庫、リヤカー、ビニールシート　等 |

　⑵　定期点検

　　毎年○月第○○曜日を全資機材の点検日とする。